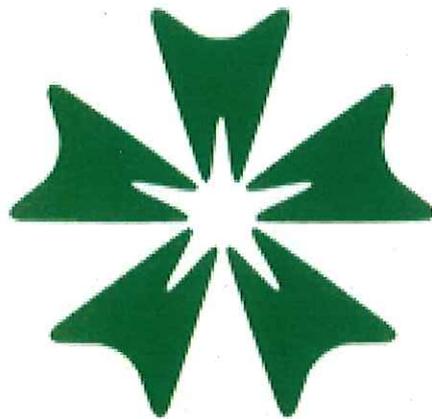


第2期芽室町社会教育推進中期 計画（案）

2023年度（令和5年度）

～

2026年度（令和8年度）



令和5年2月

芽室町教育委員会

第2期芽室町社会教育推進中期計画 目次

第1章 計画の基本事項 **【基本事項】**

第1節 計画策定の意義	2
第2節 計画の位置づけと性格・範囲	2
第3節 計画の名称・期間	3
第4節 計画策定から施策実施までの流れ	4
第5節 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進	4

第2章 芽室町社会教育が目指す将来像 **【基本構想】**

第1節 計画の基本理念	6
第2節 計画実現のための重点目標	7
第3節 町民憲章と3つの心運動の推進	9
第4節 芽室町社会教育推進中期計画体系図	10

第3章 計画実現のための体制 **【基本計画の内容】**

第1節 学びの基礎づくり

(1) 家庭教育・子育て支援の充実	12
(2) 家庭・学校・地域の連携	14
(3) 学びの拠点となる施設の充実	16

第2節 生涯を通じての生きがいづくり

(1) 文化・芸術活動の推進	17
(2) 健康づくりと生涯スポーツの振興	19
(3) 多様な学習機会の確保・充実	20
(4) 自然・農業とのふれあいの場づくり	22
(5) 国内外の交流活動の推進	23

第3節 共助社会の絆づくり

(1) 住民参画による活力ある地域コミュニティづくり	25
(2) 人材の発掘・協働のまちづくり	27
(3) 郷土を愛する人づくり	29

【参考資料】

1	芽室町生涯学習計画策定委員名簿	32
2	芽室町社会教育推進中期計画策定経過	32
3	第2期芽室町社会教育推進中期計画（原案）の諮問	34
4	第2期芽室町社会教育推進中期計画（原案）の答申	35
5	芽室町生涯学習計画策定委員会設置条例	36

第1章 計画の基本事項

第1節 計画策定の意義

第2節 計画の位置づけと性格・範囲

第3節 計画の名称・期間

第4節 計画策定から施策実施までの流れ

第5節 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進

第1章 計画の基本事項

第1節 計画策定の意義

今日わが国においては、少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化、高度情報化社会の到来などの影響により、人間関係や地域の連帯意識の希薄化が進み、家庭や地域における教育力の低下を招き、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動など、多くの課題を抱えています。

子どもたちを取り巻く環境が日々変化する中、これらの教育における多くの課題を解決するため、確かな学力・豊かな人間性・健康や体力などを基礎とし、自らが自立して主体的に社会にかかわり、多様な人々と協働しながら課題を解決し、自らの将来を創りだすことができる「生きる力」を育むことが必要です。そのため、家庭、学校、地域のより一層の連携と時代に対応した教育環境の整備が求められます。

人口減少の社会を迎え、地域の活力を維持していくためには、町民と行政がともに考え未来へつなぐまちづくりを進める必要があります。町民一人ひとりがまちづくりについて自発的に意欲をもって学び、それを地域活動に生かすことで学ぶ喜びを感じ、達成感を得られることで、住民がふるさとへの愛着や誇りを持って地域活動に関わってもらえるような地域社会への参加の仕組みづくりを進めていきます。

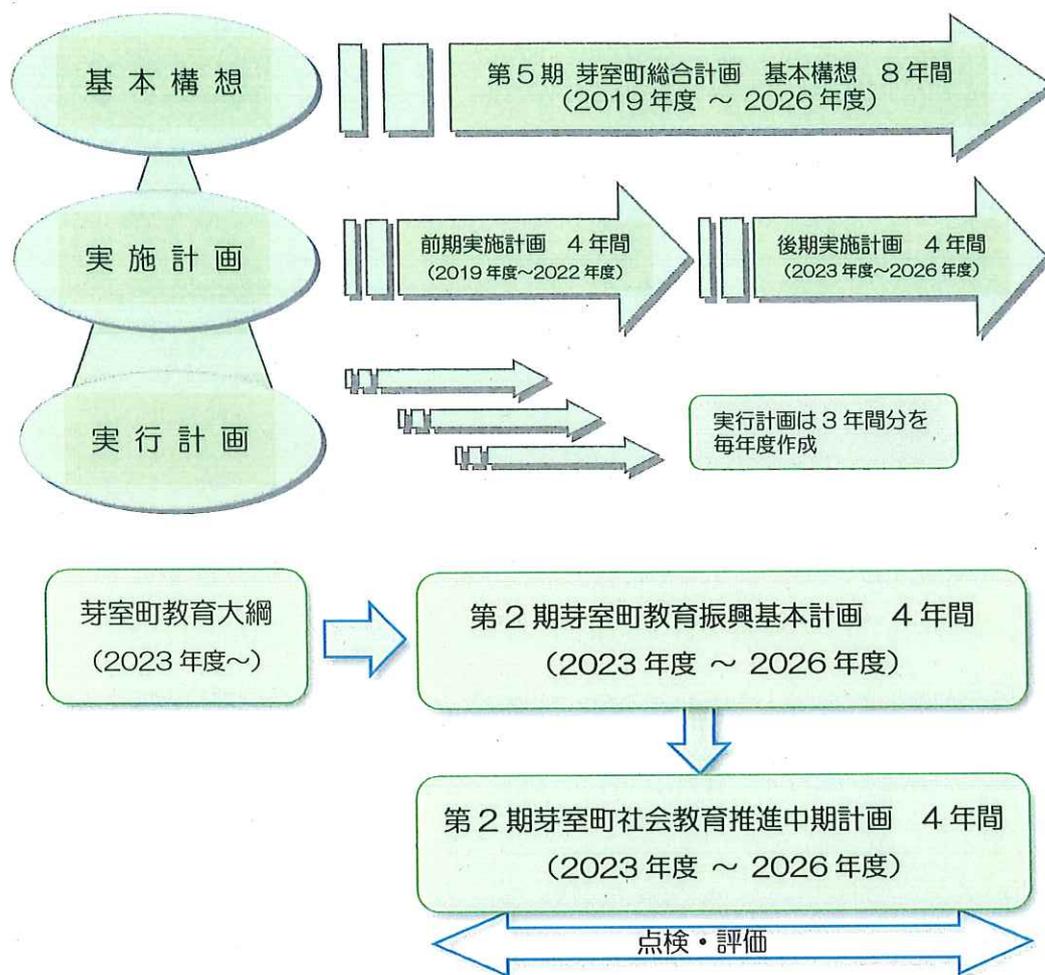
本町では、平成23年度から学びの基礎づくり・生涯を通じての生きがいづくり・共助社会の絆づくりを基本的な柱として「芽室町社会教育推進中期計画」の推進を図ってきました。現計画の期間の満了により、現計画の成果及び現状や課題を踏まえ、これからの芽室町に求められている社会教育のあるべき姿を構築するため、新計画を策定し、より充実した社会教育の実現を目指し、その推進を図ろうとするものです。

第2節 計画の位置づけと性格・範囲

この計画は、国の「第4期教育振興基本計画」、北海道の「北海道教育推進計画」を踏まえ、「第5期芽室町総合計画後期実施計画」で掲げる教育施策との整合性を図りつつ、町長が定める「芽室町教育大綱」に沿って策定した「第2期芽室町教育振興基本計画」の社会教育分野に特化した計画となります。

また、本計画は、芽室町社会教育推進中期計画により推進してきた施策の総合的な評価をもとに策定した、時代変化や町民のニーズに対応した本町の社会教育推進実現のための指針です。

本計画の策定にあたり、町民で構成された中期計画策定委員会による協議やまちづくり意見募集（パブリックコメント手続き）の実施など、住民と行政との協働の体制をとりながら計画づくりを行いました。



第3節 計画の名称・期間

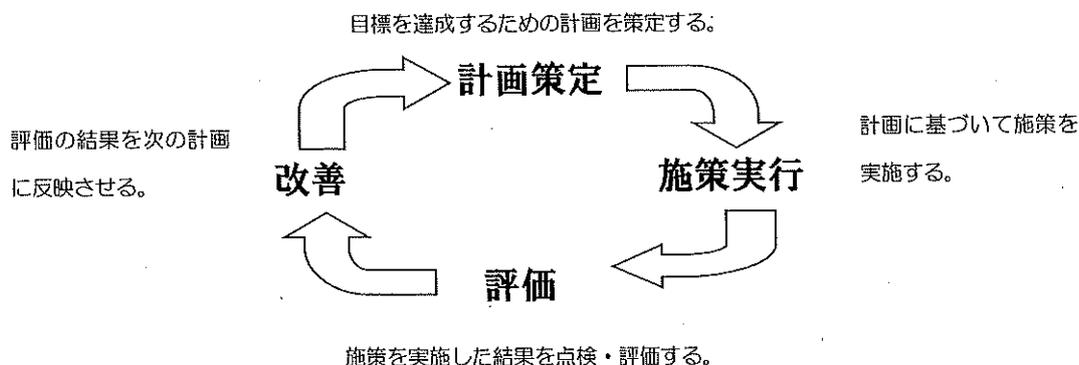
① 名称

第2期芽室町社会教育推進中期計画

② 期間

2023年度(令和5年度)～2026年度(令和8年度)までの4カ年

第4節 計画策定から施策実施までの流れ



今回、計画を策定した後、計画に基づいて施策が実行されます。その後、施策を実施した結果を振り返り、評価します。そして、評価の結果を次の計画に反映させ、新たな計画を策定します。このサイクルを繰り返すことで、教育行政の計画的かつ効率的な運営を目指します。

第5節 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みの推進

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられている17のゴールと169のターゲットを指します。SDGs採択前に取り組まれていたMDGs（ミレニアム開発目標）が主に発展途上国における取組であったことに対し、SDGsは先進国を含むすべての国々の取組目標を定めており、全世界共通の目標として貧困の撲滅など誰一人取り残さない世界の実現を目指すことが理念として掲げられています。

本計画で定める取組については、国際社会全体で取り組むこととされている「SDGs」において掲げられている理念を取り入れながら推進してまいります。

第2章 芽室町の社会教育が目指す将来像

第1節 計画の基本理念

第2節 計画実現のための重点目標

第3節 町民憲章と3つの心運動の推進

第4節 芽室町社会教育推進中期計画体系図

第2章 芽室町の社会教育が目指す将来像

第1節 計画の基本理念

基本理念 「町民が生涯にわたり「いつでも」「どこでも」「だれでも」学び、心豊かで輝く人を育む地域づくり」

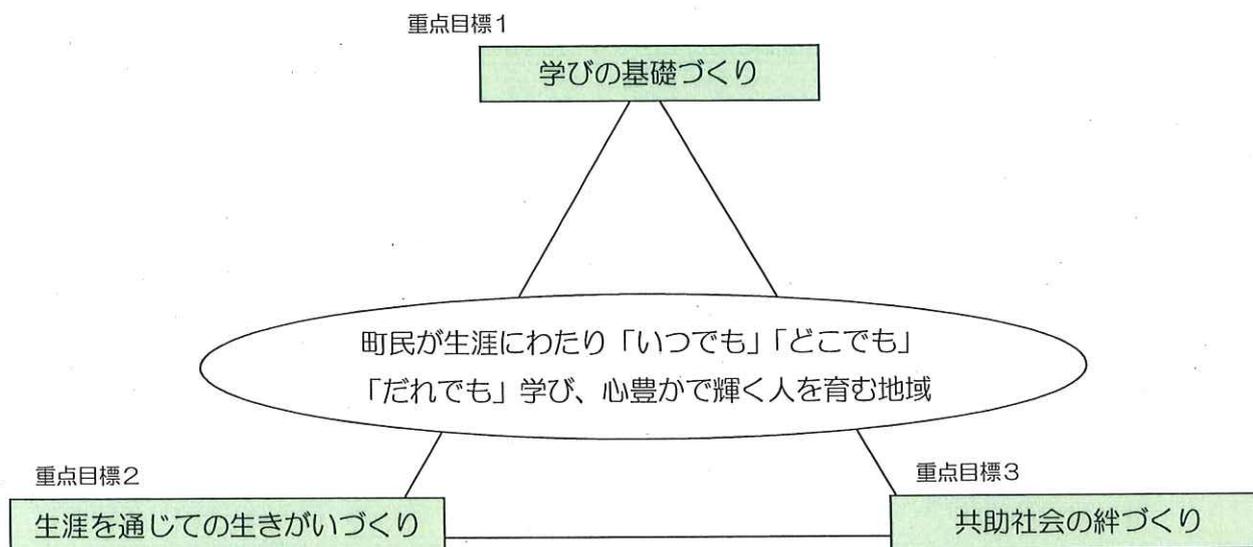
本町は、町民が充実した生涯を過ごすため、自ら進んで学習に取り組み、人と人がふれあい、町全体が活力に満ちていくことを目指しています。そのため、町民一人ひとりの学習意欲が重要で、生涯学習は、「いつでも」「どこでも」「だれでも」取り組むことができるものです。

行政は町民一人ひとりの学習環境を整え、学びのきっかけづくりをし、自らの手による地域づくりの推進を図っていきます。

また、「第2期芽室町社会教育推進中期計画」は「第2期芽室町教育振興基本計画（2023年度～2026年度）」の“社会教育”分野に特化した個別計画であり、社会教育推進中期計画の策定においては、総合計画で重視されている次の4つの視点を取り入れていきます。

- 視点1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり
- 視点2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり
- 視点3 誰もが健康で自分らしく笑顔でらせるまちづくり
- 視点4 住民と行政がともに考え未来につなぐ自治のまちづくり

第2節 計画実現のための重点目標



(1) 重点目標1「学びの基礎づくり」

幼児期から青少年期にかけては、将来、充実した社会生活を送るために必要な確かな学力、健康な身体、人間関係づくりの基本となる思いやりの心の醸成など、多くの資質や能力を身につける大切な準備期間であります。

そのため、基本的な生活習慣を身につけ、心身の健全な育成を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎づくりに重要な役割を担う「家庭教育」、児童生徒が基礎的な学力・道徳・体力を身につける「学校教育」、及び地域学校協働活動の実践・充実を図り、学校外においても子どもたちの居場所を確保するとともに、放課後の生活を充実させ、各種の団体活動や交流・体験活動によって、子どもたちの社会性や豊かな感性を育む「地域」の3つが重要な基盤となります。この主体が互いに支え合い一体となって、青少年にとってより多くの体験活動の場の提供し、子ども一人ひとりに応じた教育の充実を図り、それぞれの役割を果たせるよう、様々な支援を行います。

学習活動の拠点である社会教育施設・社会体育施設においては、学習機会の提供や情報の発信などに努め、利用者ニーズに合致した施設の修繕、長寿命化の推進及び備品の更新などを計画的に進めます。

(2) 重点目標2「生涯を通じての生きがいがづくり」

住民一人ひとりが子どもから大人まですべての世代で自発的に学ぶことに意欲を持って取り組み、学ぶ喜びを感じることで生涯を楽しく豊かに過ごせるよう支援していきます。生涯学習はニーズも多種多様で、今後もその学習内容はさらに拡大し、このニーズに対応

できるよう、生涯学習関連施設の整備や施設間のネットワーク化を図り、講座・教室の開設、情報の発信、住民による主体的な学習活動の展開に向けた事業を推進し、自ら学んだ喜びや達成感を得られるように支援していきます。また、子どもたちが「めむろ」という地域の特性を生かした農業と食や発祥の地であるゲートポールの体験ができる機会づくり、学校以外の場所でも学ぶ楽しさや喜びを感じられるよう、普段は経験できない集団生活や異文化生活の機会を提供していきます。

また、文化・スポーツ分野においては、豊かな創造性や情操を育むため優れた芸術活動に触れる機会やプロスポーツなどでの活動経験を持つ選手や指導者などの協力を得て、子どもたちがスポーツの楽しさや魅力を体験し、技術の向上などを学ぶ機会などの提供や各団体やサークル活動の支援・育成を継続して行います。

長年にわたって芽室を支えてきた壮年期・老年期の皆さんに充実した豊かな生活を送ってもらい、生涯活躍できるよう各種事業を推進していきます。

(3) 重点目標3「共助社会の絆づくり」

芽室町には様々な優れた特技を持った方々が多数います。このような人材を活用することで、町民の皆さんが助け合い、学び合い、地域コミュニティの形成、そして活力ある輝き続ける地域づくりへとつながると考えられます。

また、住民一人ひとりが、意欲を持って学んだ喜びと成果を、自分のためだけではなく地域社会に還元できる喜びにつなげ、地域社会全体での絆を築いていくことができます。

さらに、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」は学校を軸として、地域の住民同士が連携して活動することにより、子どもたちと共に学び合えるような体制を作っていくことで、輝き続ける地域社会の基盤づくりを促進します。

芽室町の持つ地域の自然、郷土芸能や発祥の地であるゲートポール等、たくさんの魅力を子どもたちに肌で体験してもらうことで、郷土に対する関心を持ってもらい、郷土愛の醸成を図ります。

第3節 町民憲章と3つの心運動の推進

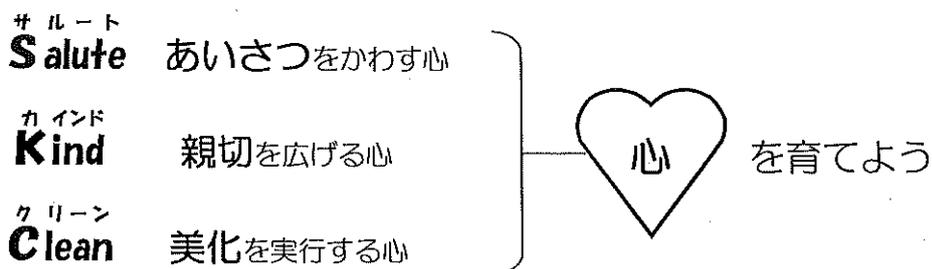
芽室町には理想のまちづくりのための行動目標として町民憲章があります。この町民憲章の具現化（実践）をめざして行われているのが「3つの心運動」です。

明るく豊かな家庭やうるおいと活力ある地域社会を創造することは町民の願いです。さらに心豊かな次代に輝く人を育むためにも、全町民が自ら参加する手段として、この取組みが必要です。

芽室町民憲章（理想のまちづくりのための行動目標）昭和44年制定

- ① 美しい心を持ち、人を大事にしましょう。
- ② たがいに認めあい、楽しくくらしましょう。
- ③ 明るくせいいっぱい仕事にはげみましょう。
- ④ 知恵と力を出しあい、手をつないですすみましょう。
- ⑤ 未来に大きな夢をもちましょう。

スローガン 広げよう 芽室の大地に 3つの心
心豊かな明日の芽室のまちづくり・人づくりのために



あいさつ さわやかに挨拶をかわす
親 切 相手の身になって行動する
美 化 住みよい環境づくりに努める

具体的な活動例 あいさつ運動 声かけ運動 ボランティア運動 小さな親切運動
リサイクル運動 美しいまちづくり運動

目指すべき備える心 やさしい心 助け合う心 広い心 礼儀正しい心・真心
誠実・明るい心 思いやる心 強い心 生命を尊重する心
社会に奉仕する心 感謝する心 感動する心 郷土を愛する心
公德心 節制する心 環境を大切にする心

芽室町社会教育推進中期計画体系図

基本理念

町民が生涯にわたり、「いつでも」「どこでも」「だれでも」学び、心豊かで輝く人を育む地域づくり

重点目標

学びの基礎づくり

主要施策

家庭教育・子育て支援の充実

家庭・学校・地域の連携

学びの拠点となる施設の充実

文化・芸術活動の推進

健康づくりと生涯スポーツの振興

多様な学習機会の確保

自然・農業とのふれあいの場づくり

国内外の交流活動の推進

住民参画による活力ある地域コミュニティづくり

人材の発掘・協働のまちづくり

郷土を愛する人づくり

具体的な施策

- 1 子どもの発達段階に応じた学習機会の提供
- 2 子育て世代の仲間づくりや家族が協力して子育てする体制づくりの推進
- 3 家庭教育学級、幼児家庭教育学級や子育てサークルへの支援
- 4 親子で参加可能な地域活動の推進
- 5 子育てにかかわる相談機能・出張講座の充実
- 6 幼稚園や保育園における多様な指導方法の支援
- 7 幼少期からの読書の推進（ブックスタート事業）
- 1 子どもの安心・安全を確保するための「子ども1119の家」設置
- 2 「3つの心運動」の推進
- 3 非行防止や違法行為の防止を目的とした巡回巡回の実施
- 4 各種団体合同の研究大会や町長談話会の開催
- 5 放課後の子どもの居場所づくり事業の推進
- 6 コミュニティ・スクールにおける地域学校協働活動の推進・充実
- 7 芽室町「スマホ・ケータイ・ネットの親子ルール宣言」の推進
- 8 「早寝・早起き・朝ごはん」の推進による朝顔正しい生活習慣の定着
- 9 幼稚園や保育園と小学校との連携、学びの継続性の確保
- 1 学習機会の提供や情報発信の推進
- 2 利用者ニーズの把握と掘り起こし
- 3 利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新、図書館における読書活動の企画・実施
- 4 社会的意義の長寿化の推進等と社会体育施設の再整備構想の計画
- 5 温水プール建て替えに伴う周辺施設との機能連携
- 1 文化芸術鑑賞機会の提供と団体の育成
- 2 文化活動への参加促進
- 3 各種文化団体・サークルへの活動支援と発表の場の充実
- 4 文化財などの保護と活用
- 5 町内吹奏楽部合同コンサートの開催
- 1 多様なニーズや個人の能力に応じたスポーツ活動の推進
- 2 体育会や関係団体との連携・支援
- 3 スポーツを通じた国際交流の推進
- 4 プロアスリート等の指導によるスポーツ教室の開催
- 5 健康づくりと生涯スポーツの予防のための連携
- 6 発祥の地ゲートボールの普及推進
- 1 各年代・ニーズに応じた講座・教室・講習会の開催
- 2 各種青少年団体の支援
- 3 ジュニアリーダー研修会
- 4 児童・生徒を対象とした集団での野外活動体験や宿泊体験の実施
- 5 壮年期・高齢期等、年齢に応じた事業の実施
- 6 運動の実践と生涯に關する学習機会の確保
- 7 S N P O、ボランティアの養成支援、活動の推進
- 8 S D G s に関する学習機会の提供
- 1 芽室町の食料を産出した学校給食の提供
- 2 めむろ農業小学校の実施
- 3 食糧教育事業の実施
- 4 食育や地産地消の推進
- 5 環境に關する学習会への協力
- 1 トレーシー市との中学生相互交流
- 2 トレーシー市の現職青年による家庭指導補助を要した生徒との交流
- 3 旭川市との小学生相互交流
- 4 ふるさと交流センター「やまなみ」での山村留学生の受入
- 1 青少年健全育成協議会の活動推進
- 2 P R T A 連合会への支援
- 3 町内会活動・地域子ども会活動への支援
- 4 社会教育協議会の活動支援
- 5 町民活動支援センターでの講座等の実施
- 6 人権に関するセミナー等の実施
- 1 地域学校協働活動外部講師リストの再整備、有効活用
- 2 図書館ボランティアサークルへの支援
- 3 図書館ボランティアへの支援
- 4 学校図書館ボランティアへの支援
- 5 少年団等の指導者育成支援
- 6 芽室シモト大学の実施
- 7 コミュニティ・スクールにおける地域学校協働活動の推進・充実（再掲）
- 1 ふるさと健康館「ねんりん」において関係当時の職員の展示、フエス
- 2 タイパルの実施
- 3 歴史講座の実施
- 4 郷土芸能メムオロ太鼓の保存・伝承
- 5 青少年のゲートボール推進活動の支援
- 6 めむろ未来学」の推進

第3章 計画実現のための体制

第1節 学びの基礎づくり

第2節 生涯を通じての生きがいづくり

第3節 共助社会の絆づくり

第3章 計画実現のための体制

第1節 学びの基礎づくり

【関連するSDGsの目標】



(1) 家庭教育・子育て支援の充実

《現状と課題》

家庭は子どもにとって初めての集団社会であり、生涯にわたる人間形成が培われる重要な場です。子どもの頃に身につけた生活習慣や社会的なマナー、物事に対する自主性は、社会で生きていくために必要不可欠な要素と言えます。

しかし、少子化・核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など、子育て世帯が孤立しやすい社会状況は依然として続いています。子どもたちにとって社会に適應する能力や規範意識を身につけることが困難となってきました。現代の子育てには「時間」「経験」「知識」が不足しがちであり、適切なサポートが得られないことで、親の不安感や負担感の増加や子どもに対する不適切な関わりなどの課題が表面化しやすくなり、子どもへの虐待や過保護、過干渉などにつながる場合もあります。また、家庭環境やライフスタイル、価値観の多様化により、それぞれが抱える課題も一様ではなく、個々の事情に応じた家庭全体を支える体制づくりが課題となっています。

《施策の方向性》

多様化するライフスタイル・価値観に対応し、子育て中の親が不安や悩みを少しでも解消し、歓びや生きがいを感じながら安心して子育てできる体制を整備します。また、親だけではなく、地域や企業等町全体で子育てを応援する体制を推進します。幼児の健やかな成長のため、幼稚園・保育所と小学校が連携し、子育てのしやすい環境をつくることで、子どもたちが周りからのたくさんの愛情を受けながらのびのびと成長でき、子どもの笑顔が溢れるまちを目指します。

《主な施策》

- 子どもの発達段階に応じた学習機会の提供
- 子育て世代の仲間づくりや家族が協力して子育てをする体制づくりの推進
- 家庭教育学級・幼児家庭教育学級や子育てサークルへの支援
- 親子で参加可能な地域活動の推進

- 子育てにかかわる相談機能・出前講座の充実
- 幼稚園や保育所における多様な指導方法の支援
- 幼少期からの読書の推進（ブックスタート）

(2) 家庭・学校・地域の連携

《現状と課題》

核家族化の進行や共働きの家庭の増加、地域とのつながりの希薄化などによって、家庭、地域が担っていた教育であるマナーや生活習慣等を幼少期は幼稚園・保育所、青少年期は学校に任せる風潮がひろがっています。しかし、本来、家庭・学校・地域の教育における果たすべき役割は異なり、3つの主体の連携が求められています。

地域のつながりの希薄化は地域の防犯効果の低下にもつながることから、家庭・学校・地域の3者の連携により、地域内の人々の結びつきを強めることが、安全の確保につながります。

幼児期から青少年期にかけては、確かな学力、健康な身体、心の醸成など多くの資質や能力を身につける大切な準備期間であります。そのため、地域の中の学校として地域学校協働活動(※1)の実践・充実を図るとともに、青少年にとってより多くの体験活動の場の提供が必要となります。

また、インターネット社会が進み、低年齢期から携帯電話やパソコンを使って、情報や知識等を取得することができる反面、依存による生活習慣の乱れや様々なネットトラブルにつながる恐れがあり、家庭での十分な話し合いが必要です。

幼児の日々の成長や幼稚園・保育所での学びを小学校での生活につなげ、学びの接続性を確保するためには、家庭・幼稚園や保育所・小学校の3者が揃ってそれぞれの役割を補完し合いながら教育を進める必要があります。近年、発達に支援を要する子どもに早い段階で対応することの重要性が増していることから、3者の連携により学びの接続性を確保することで、幼児期の教育成果を小学校での生活に生かすことができると考えられます。

《施策の方向性》

家庭・学校・地域の3者連携で、役割を共有し、基本的な生活習慣の定着と体験学習の場の充実を図り、子どもたちの健やかな体や豊かな心の成長、社会的な自立の支援を目指します。**地域と学校が連携・協働し、子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動の体制づくりに取り組み、安心して生活できる環境づくりを目指します。**

《主な施策》

- ・子どもの安心・安全を確保するための「子ども110番の家」の設置
- ・「3つの心運動」の推進
- ・非行防止や違法行為の防止を目的とした巡視活動の実施
- ・各種団体合同の研究大会や町民集会の開催
- ・放課後の子どもの居場所づくり事業の推進
- ・**コミュニティ・スクールにおける地域学校協働活動の推進・充実**

- ・芽室町「スマホ・ケータイ・ネットの親子ルール宣言」の推進
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」の推進による規則正しい生活習慣の定着
- ・幼稚園や保育所と小学校との連携、学びの継続性の確保

※1 地域学校協働活動

地域住民、NPO、民間企業や各団体・機関等の幅広い参画を得て地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

(3) 学びの拠点となる施設の充実

《現状と課題》

本町では、町民が充実した生涯を過ごすため、自ら進んで学習に取り組み、人と人がふれあい、町全体が活力に満ちていくことを目指しています。そのためには、町民一人ひとりの学習意欲が重要であり、「いつでも」「どこでも」「だれでも」学ぶことができる学習環境を整え、学びのきっかけづくりに取り組んできました。

中央公民館や図書館などの社会教育施設は、町民の学習活動の拠点施設として、町民のニーズを把握し各種教室などの実施や施設・設備の充実を図ってきました。そのため、講座・教室の開催や情報の提供だけでなく、主体的な学習活動を支援し、自ら学んだ喜びや達成感を得られる支援が必要となります。

また、町内の社会体育施設は、総合体育館の耐震老朽改修をはじめ、指定管理者制度の導入による効率的かつ適正な管理を推進してきましたが、今後は公共施設等総合管理計画などに基づき、老朽化が進む温水プール等を含む施設の更新、それに伴う社会体育施設の配置の検討等、効率的な維持管理などを行う必要があります。

《施策の方向性》

中央公民館や図書館などの社会教育施設、総合体育館などの社会体育施設は学習活動の拠点であることから、学習機会の提供や情報の発信などに努め、利用者ニーズに合致した各種講座や各種スポーツ教室、団体や個人などの施設利用者が安全に活動できるよう、施設の修繕・備品の更新などを計画的に進めます。

また、老朽化が進む各社会教育施設の長寿命化の推進、施設更新や機能の見直し及び社会体育施設再整備構想を踏まえ、温水プール跡地利用等の在り方を含めた、体育館周辺の整備方針を決定します。

《主な施策》

- 学習機会の提供や情報発信の推進
- 利用者ニーズの把握と掘り起こし
- 利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新、図書館における電子図書の計画的導入
- 社会教育施設の長寿命化の推進等と社会体育施設の再整備構想の計画的な推進
- 温水プール建て替えに伴う周辺施設との機能連携

第2節 生涯を通じての生きがいづくり

【関連するSDGsの目標】



(1) 文化・芸術活動の推進

《現状と課題》

人々の創造性や感性を育み心豊かに暮らすため、また、特に青少年の豊かな創造性や情操を育むうえで文化・芸術活動や、優れた作品などに触れることは重要な役割を果たしています。

本町においては、芸術鑑賞会を開催し、「一流を見て、聴いて、学ぶ」鑑賞機会の提供を行っています。芸術鑑賞会については、より町民の意見を取り入れるため平成27年度から町民で組織した内容検討委員会議を、平成31年度からは実行委員会議を開催し、鑑賞内容の決定や当日の運営の手伝いなどを実施しており、自主的な運営への発展に期待を持つことができます。

さらに、町民の参加を促進するために、フレンドリーコンサート、町民文化展の開催や町民文芸誌の発刊など芽室町文化協会や各種の文化活動を行っているサークルへの活動支援も行っています。しかし、文化協会の加盟団体数は年々減少しており、文化活動離れの兆候とも考えられます。今後、より一層の文化活動の振興を図る必要があり、加えて、個々の活動のサークル化を推進し、誰でも参加しやすいシステム作りとそれぞれの団体での指導者の育成や確保が重要な課題となっています。

芽室町には、町指定の天然記念物である芽室公園一帯の柏の木や小林遺跡などの文化財などがあることから、これらを次代に継承していくことが求められています。

《施策の方向性》

町民の心を豊かにし、地域社会に活力を与える文化活動への参加を促進するとともに、町の文化財などの保護、伝統文化の伝承に努めます。

また、町民が自ら文化・芸術の振興を図ろうとする意識や意欲の向上を目指し、気軽に学べる講座の開設や、個々の活動のサークル化の推進に努め、参加したいと思った時に気軽に参加できるようなサークル・講座の充実を図ります。

さらに、ふるさと歴史館「ねんりん」を中心に文化財の保護、活用を進め、多世代にわたった周知活動などを行います。

《主な施策》

- ・文化芸術鑑賞機会の提供と団体の育成
- ・文化活動への参加促進
- ・各種文化団体・サークルへの活動支援と発表の場の充実
- ・文化財などの保護と活用
- ・町内吹奏楽部合同コンサートの開催

(2) 健康づくりと生涯スポーツの振興

《現状と課題》

本町では、体力向上や生活習慣病予防等のため、各種スポーツ教室の開催や健康福祉課で実施している健康ポイント事業などとの連携、チャレンジデーへの参加を行っています。また、体育会とスポーツ少年団本部運営への協力・支援など全世代がスポーツに触れ合う機会づくりを行っています。

しかし、スポーツ活動における指導者の高齢化やなり手不足が深刻化、多様化するスポーツ機会に対するニーズへの対応策を早急に検討する必要があります。

発祥の地であるゲートボールは、競技者年齢の高齢化、競技人口の減少等の問題を抱えています。幅広い年齢層ができる競技であり、小学校での体験授業を継続し、ユース大会開催支援など、青少年への普及や啓発・推進によるまちづくりを今後も継続していく必要があります。

今後も個々の町民が生涯にわたり、積み重ねる年齢とともに、いきいきと暮らせるまちづくりの実現を目指し、気軽に参加できる教室や、多様なニーズに応じたスポーツ教室の開催や、青少年に対しプロアスリートによる「一流を見て、聴いて、学ぶ」機会の提供を行うなどし、スポーツ振興に努めます。

《施策の方向性》

町民一人ひとりがスポーツを通して心身ともに健康に過ごせるよう、スポーツイベント（チャレンジデーなど）をきっかけに、町民全てがスポーツに取り組む習慣を身につけ、いつでも気軽にスポーツに取り組むことのできる環境づくりを目指します。

また、プロスポーツ団体などと連携し、人材交流などを行いながら、子どもたちやスポーツ団体への指導を行い、スポーツ活動の充実を図ります。

芽室町から発信され、世界各地に広がったゲートボールの青少年の競技人口の増加や発祥の地としての啓発・PRを町内の関係団体とともに進めるとともに、今後は初心者向け体験会の充実を図ります。

《主な施策》

- ・ 多様なニーズや個人の能力に応じたスポーツ活動の推進
- ・ 体育会や関係団体との連携・支援
- ・ スポーツを通じた国際交流の推進
- ・ プロアスリート等の指導によるスポーツ教室の開催
- ・ 健康づくりと生活習慣病の予防のための連携
- ・ 発祥の地ゲートボールの普及推進

(3) 多様な学習機会の確保・充実

《現状と課題》

町民の生涯学習におけるニーズは多岐にわたり、これに対応するため、町ではさまざまな学習機会を提供してきました。

しかし、まちづくりに関する住民意識調査で「生涯学習の機会が充実しているか？」の問いに対し、24%の町民が「どちらかというと思わない」「思わない」と答えており、「詳しいことがわからない」「情報が入ってこない」という意見も寄せられています。このことから、今後の課題として、より一層の講座・教室の内容の充実、開催時間や開催回数の検討や、更にSDGsに掲げられている目標など、より広い視点で学ぶことのできる学習の提供を行うとともに、その周知方法についても検討する必要があります。

高齢者が集い、交流する機会を確保し、生涯学習における高齢者の生きがいづくりと学びの場として柏樹学園の運営を継続します。また、**現役・壮年層以上の年代を対象に、社会参加や自己実現のための活動の場や生涯学びたいと思える環境づくりを進め、地域活動にも活かすことができるような仕組みづくりが必要と考えます。**

《施策の方向性》

子どもから高齢者まで幅広い世代のニーズに応じた生涯学習に関する情報を把握し、全ての年代の町民にとって学習しやすい環境づくりを目指します。

現役世代から高齢者までの方が今までに培ってきた、知識や技術を地域参画に活かす機会の充実を図るとともに、世代間交流を進めます。

ニーズに即した講座や教室などの学習機会の充実や指導者の育成も図り、学習を始めるきっかけづくりを進めます。

また、学習の機会を提供するだけでなく、講座やサークルの内容を自主的に考え、柔軟な発想を取り入れることのできる町民主導の組織の誕生を町民活動支援センターとも連携し、支援します。こうした組織の誕生により、町民一人ひとりの意見を取り込む仕組みができることで、新たなサークルや講座の開設を促進します。

《主な施策》

- **各年代、ニーズに即した講座・教室・講習会の開設**
- 各種青少年団活動の支援
- ジュニアリーダー研修会
- 児童・生徒を対象とした集団での野外活動体験や宿泊体験の実施
- **壮年期・高齢期等、年齢に応じた事業の実施**

- 運動の実践と栄養に関する学習機会の確保
- NPO、ボランティアの養成支援、活動の推進
- **SDGs に関する学習機会の提供**

(4) 自然・農業とのふれあいの場づくり

《現状と課題》

芽室町の基幹産業である農業は私たちの生命と健康の基本である「食」を提供する重要な役割を担うことについて、町民が教育活動や体験活動を通じて理解を深めることは大変重要なことです。芽室産の農畜産物を使用した特別メニューを小・中学校の給食の献立に取り入れる「めむろまるごと給食」を実施しています。子どもたちが地産地消を体で感じる事が出来るほか、農業の大切さや食の安全性について興味を持ってもらうなど食農教育（※2）・食育教育を推進しています。

また、芽室町は自然に恵まれており、「芽室公園とかしわの木」、「10線防風林」、「新嵐山展望台からの風景」など多彩な資源があります。

このような芽室町の基幹産業である農業と自然の豊かさ、食の豊かさの重要性を次世代に引き継ぐため、町と教育委員会では食育と農業体験を通じて農業への理解を深める食農教育を実施するほか、自然に触れ合う機会の提供、地産地消を推進し、食育に関する取組みを進める必要があります。

《施策の方向性》

基幹産業である農業について理解を深める機会や、地元で生産された食材を使った料理教室、地元の農畜産物を食べる機会、学校の授業において農業体験の機会を提供し、芽室町で育つ子どもたちに農業の大切さや食の安全性の重要さを認識して、将来にわたって芽室町の農業や自然を守る意識の醸成を目指します。

《主な施策》

- ・芽室町の食材を使用した学校給食の提供
- ・めむろ農業小学校の実施
- ・食農教育事業の実施
- ・食育や地産地消の推進
- ・環境に関する学習会への協力

※2 食農教育

生きることの最も基本的な要素である「食」と、それを支える「食（農業）」について、一体的に学び体験すること。食育＋農業体験＝食農体験

(5) 国内外の交流活動の推進

《現状と課題》

芽室町では、アメリカ・カリフォルニア州トレーシー市と平成元年から国際姉妹都市提携を締結し、平成3年度より芽室町からの中学生訪問団の派遣、平成9年度よりトレーシー市からの中学生訪問団の受入を行っています。ホームステイや学校訪問、文化体験等、異文化に触れ、多様な視点を身につけられる機会となっています。また、平成27年5月には町民有志により芽室町・トレーシー市交流協会が設立され、トレーシー訪問団の引率者の受入や交流パーティー等の活動を行い、町民全体で交流を推進する機運が高まっています。

また、岐阜県揖斐川町と友好提携を平成18年に締結し、芽室岐阜県人会を主体とした交流を中心に、芽室町から揖斐川町への小学生訪問団の派遣と揖斐川町から芽室町への小学生訪問団の受入を行っています。

昭和61年度から行っている広尾町とのうみとやまのふれあい交流は、スポーツ交流、子ども会交流などを活発に行っていましたが、現在は両町の広報誌での記事の掲載や周年行事にとどまっています。しかし、民間の経済交流や観光分野での新たな取り組みも始まっています。

さらに、農村都市交流施設ふるさと交流センター「やまなみ」を利用した山村留学生の受入も積極的に行っています。道外から児童生徒を受け入れることによって、町内児童生徒の教育環境を維持するため、また、地域活性化につながることから、協議会と家庭・学校・行政の協力体制を継続し、積極的な受入を行います。

《施策の方向性》

国内外の交流活動を通して、ほかの地域の歴史や文化、まちづくりを直接体験することで、普段の生活では学べない多くのことを学び、子どもたちの豊かな人間性の育成を目指します。

また、交流においては、社会人の交流の機会も設けることで、国際社会で生きる力を備えた人材の育成や、多様な価値観を理解し、地域社会づくりで活躍できる人材の育成も目指します。町民の誰もが参加できる国際交流の場づくりにも努めます。

《主な施策》

- ・トレーシー市との中学生相互交流
- ・トレーシー市からの招致青年による英語指導補助を通じた生徒との交流
- ・揖斐川町との小学生相互交流
- ・ふるさと交流センター「やまなみ」での山村留学生の受入

- 住民相互の地域間交流の促進を支援します。

第3節 共助社会の絆づくり

【関連するSDGsの目標】



(1) 住民参画による活力ある地域コミュニティづくり

《現状と課題》

町民一人ひとりが地域の一員としての責任や役割を認識し、自分にできることで地域のために活動することが、活力ある地域コミュニティづくりにつながると考えられます。少子高齢化や人口減少、地縁の希薄化などの社会情勢の変化に伴い、住民ニーズの多様化や複雑化、町内会組織の高齢化や加入率低下などが進んでいます。

芽室町青少年健全育成協議会は、町内の幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校の校長、各学校のPTA役員をはじめ、少年補導員など、幅広い団体のメンバーで構成されています。青少年の健全育成や環境づくりを目指し、小・中学校、高等学校の生徒指導に関することや、基本的生活習慣の意識啓発や非行防止活動、広報資料の作成・配布など、様々な団体同士の連携・協力のもとに活動し、地域全体で子どもを育てる意識づくりにつながっていると言えます。

自主的な町民活動を推進し、自立と発展を支援するために設置された町民活動支援センターは、多くのサークルや団体が登録し、イベントや講座などで自分たちの特技を生かし地域の先生として活躍しています。また、農村地区にある各社会教育協会は地域コミュニティの核となる活動を続けています。

町内会や地域子ども会の活動は、活力ある地域コミュニティづくりの重要な役割を担っていますが、少子化と町内会の加入率の低下などで子ども会の数が年々減少しています。ゴミ拾いや夏祭り、ラジオ体操、クリスマス会など様々な行事を通して地域の人々がつながりを深めています。今後も地域の活力を維持し、住民自治を推進するためには、地域子ども会単体ではなく、町内会等との連携を強固にしながら行事を実施していく必要があります。

《施策の方向性》

青少年健全育成協議会やPTA連合会、町内会及び地域子ども会、社会教育協会の活動を支援することで、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の意識醸成を図ります。

年齢や性別、障害の有無にかかわらず、全ての町民の人権が尊重され、町民一人ひとりがまちづくりを担う一員として活躍でき、地域全体がお互いに助け合い支え合いながら共生

できる体制づくりを目指します。

《主な施策》

- ・青少年健全育成連絡協議会の活動推進
- ・PTA連合会への支援
- ・町内会活動・地域子ども会活動への支援
- ・社会教育協会連絡協議会の活動支援
- ・町民活動支援センターでの講座等の実施
- ・人権に関するセミナー等の実施

(2) 人材の発掘・協働のまちづくり

《現状と課題》

町民が生涯学習を進める上で指導者やリーダーは欠かせない存在で、町民一人ひとりが身につけた知識や技術を、地域のために還元することは、自分たちの住んでいる地域を自分たちの力で良くしていこうとする共助の第一歩につながります。

小学生から高校生までを対象とした西部十勝野外活動体験研修事業、スポーツ少年団リーダー研修事業やジュニアリーダーコースへの派遣事業を行い、将来リーダーとなる子どもたちの育成を図っています。**芽室ジモト大学については、次世代の人材育成、郷土愛の醸成及び地域コミュニティの活性化を目的とし、町内中学・高校及び地域住民と連携し、多様なプログラム実施を図ります。**

地域指導者人材バンクについては、登録者の分野に偏りがあり、利用者のニーズに応えられないこともあることから、今後は地域学校協働活動の外部講師リストと1本化し、町内や学校での活用に繋がります。今後、地域学校協働活動の実施には、地域の多くの方の協力が必要となることから、人材リストの重要性がさらに増していくこととなります。

少年団指導者を対象とした研修及び講習会を実施するとともに、指導者育成に係る助成制度の拡大を図ります。

また、芽室町図書館では、読み聞かせサークル・ボランティア、布の絵本サークル、朗読サークル、人形劇サークル、本の装備のボランティア等、多くの町民の方に図書館行事の充実や司書業務の支援の協力をいただいております。

《施策の方向性》

町民一人ひとりが個人の持つ能力、特技や知識を発揮・活躍できる場や機会の体制をつくり、活気あるまちづくりを目指します。また、将来を担う子どもたちの豊かな心の成長のために活動しているボランティアの方々を支援します

さらに、次世代を担う子どもたちが様々な体験を通して、リーダーとしての資質を伸ばせるよう支援していきます。地域の団体においても、スポーツ・文化各種少年団活動、子ども会活動、様々な住民活動の指導者やリーダーとなる人材の発掘と研修育成を充実させていきます。**芽室ジモト大学を実施し、将来社会で活躍できる人材育成を目指します。**

《主な施策》

- ・地域学校協働活動外部講師リストの再整備、有効活用
- ・図書館ボランティアサークルへの支援
- ・図書館個人ボランティアへの支援
- ・学校図書館ボランティアへの支援

- 少年団等の指導者育成のための支援
- 芽室シモト大学の実施
- コミュニティ・スクールにおける地域学校協働活動の推進・充実（再掲）

(3) 郷土を愛する人づくり

《現状と課題》

芽室町には、次世代に引き継ぐべき多くの文化財産や豊かな自然、本町発祥のスポーツなどがあります。魅力ある地域文化や恵まれた自然環境など、本町の特徴を知ってもらうことで、郷土意識の醸成を促します。

文化財産については、ふるさと歴史館「ねんりん」に歴史ある貴重な埋蔵文化財や開拓当時の農機具などが収蔵・展示されており、昔の生活や本町の先人たちの努力を目で見て肌で感じることができる貴重な体験ができる場となっています。しかし、多くの展示物は入れ替えが難しいことから、固定化が進んでいます。歴史に触れる機会を提供するために、ねんりんフェスティバルの開催、歴史や昔の食・遊びなどをテーマにした体験コーナーや工作コーナー、ミニ展示コーナーや特別展示などを実施し、機能をより一層向上させ、周知方法の工夫を図る必要があります。

次に、開町80周年に結成された郷土芸能「メムオロ太鼓」については、今後も保存・伝承が求められていますが、次世代に引き継ぐべき担い手が不足しており、後継者の育成や活動存続の支援を図る必要があります。

ゲートボールは芽室町に在住していた鈴木和伸氏が青少年のために考案したスポーツで、令和4年に発祥から75周年を迎えました。本町では発祥の地杯全国ゲートボール大会をはじめ、様々なゲートボール大会を開催しており、道内だけではなく全国各地からゲートボール愛好家が町を訪れ熱戦を繰り広げています。しかし、近年、ゲートボール協会会員数は高齢化・減少傾向にあります。そのため、特に青少年への普及を目的に大会出場経費の助成や高校生合宿事業などの活動しやすい環境づくりや、普及の基礎づくりを実施しています。今後は初心者向け体験会の充実を図り、発祥の地であるゲートボールに関心を持ってもらうため、活動を推進する必要があります。

小・中学校にて、町の歴史や文化、基幹産業である農業等の特色や魅力を探究し、提案・発信する学びである「めむろ未来学」を推進し、郷土愛の醸成を図ります。

《施策の方向性》

芽室町の持つ地域の自然や文化・スポーツ等、たくさんの魅力を子どもたちに肌で体験してもらうことで、郷土に対する関心を持ってもらい、次世代に引き継ぐべき担い手の育成と郷土愛の醸成を図ります。

また、多くの町民にこの町に住んでよかったと思えるまちづくりを目指します。

《主な施策》

- ・ふるさと歴史館「ねんりん」において開拓当時の農機具展示、フェスティバルの実施
- ・歴史講座の実施

- 郷土芸能メムオロ太鼓の保存・伝承
- 青少年層へのゲートボール推進活動の支援
- 「めむろ未来学」の推進

參考資料

策定委員名簿

計畫策定經過

諮問文

答申文

條例

芽室町生涯学習計画策定委員名簿

○委嘱期間 令和4年8月1日～答申の日まで

	氏名		氏名		氏名
1	岩野真志	2	島影由里香	3	山川修
4	尾崎俊明	5	佐々木眞里子	6	福井邦秋
7	吉野文智	8	坂本真智代	9	鈴木修
10	嶋野奈津美	11	佐藤英樹	12	手島節子
13	高道豊	-	-	-	-

芽室町社会教育推進中期計画策定経過

月日	内容
令和4年8月1日	<p>第1回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定委員への委嘱状交付 ・委員会の設置および諮問についての報告 ・委員長、副委員長の選出 ・中期計画概要、評価、振返り、今後のスケジュールについての確認
令和4年9月21日	<p>第2回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期芽室町社会教育推進中期計画(素案)の検討
令和4年10月17日	<p>第3回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期芽室町社会教育推進中期計画(素案)の検討
令和4年 月 日	<p>町議会 第 回厚生文教常任委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期芽室町社会教育推進中期計画(案)について

<p>令和4年 月 日</p>	<p>まちづくり意見募集（パブリックコメント手続）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期 間 月 日～ 月 日まで ・公表場所 教育委員会事務所カウンター、すまいるボード、町ホームページ、町公式LINE、町Facebook ・募集方法 ホットボイスはがき、郵便、FAX、メール、役場へ持参
<p>令和5年 月 日</p>	<p>第4回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期芽室町社会教育推進中期計画(案)について
<p>令和5年 月 日</p>	<p>第5回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期芽室町社会教育推進中期計画(最終案)の答申について
<p>令和5年 月 日</p>	<p>第 回芽室町教育委員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期芽室町社会教育推進中期計画策定(議案第 号)

第2期芽室町社会教育推進中期計画（原案）の諮問

生涯第110号
令和4年8月1日

芽室町生涯学習計画策定委員会 会長 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

第2期芽室町社会教育推進中期計画の策定について（諮問）

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本町における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に関し必要な調査と審議を行い、答申を受けたくここに諮問します。

記

1 諮問事項

第2期芽室町社会教育推進中期計画の策定

2 諮問理由

現在の芽室町社会教育推進中期計画については令和4年度をもってその計画期間が終了することから、令和5年度から令和8年度までの4年間の計画期間とする「第2期芽室町社会教育推進中期計画」の策定を貴委員会に諮問します。

(生涯学習課社会教育係)

第2期芽室町社会教育推進中期計画（原案）の答申

芽室町生涯学習計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 芽室町の生涯学習計画を策定するため、芽室町生涯学習計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 策定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、生涯学習に関する諸般の事項を調査、審議し、教育委員会に答申する。

(策定委員の定数)

第3条 策定委員会委員（以下「委員」という。）の定数は、30人以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱したときに始まり、当該諮問に係わる答申をもって終わる。

2 欠員により新たに委嘱する委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表し、その会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(策定委員会の招集)

第6条 策定委員会は、教育委員会が招集する。

(会議)

第7条 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第8条 策定委員会に部会を置くことができる。

(策定委員会の事務処理)

第9条 策定委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課が処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月1日条例第35号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。